

デジタルアーカイブ白書2001

2001年3月刊
デジタルアーカイブ推進協議会

2000年秋、国内の公文書館13館でデジタルアーカイブ事業を実施中だという。そんな驚くべき調査結果が、本書には載っている。さらにデジタルアーカイブ活用事例の「公文書館」として、編集当時は実態不明の「アジア歴史資料センター」（英語名称は Japan Center for Asian Historical Records. 同センターは2001年11月30日より Web 上で資料の公開を開始。http://www.jacar.go.jp/）が紹介されている。「デジタルアーカイブ」の定義も、探さないと見つからない。技術の陳腐化が著しい現状で、「デジタルアーカイブ」に最適なデジタル化技術の標準さえも提唱されていない。「白書」と名乗るには不適切、よくよく割り切って正体を見極めないと危ない本。あるいは鑑識眼が必要な本。それが情報誌『デジタルアーカイブ白書2001』である。

●本書の価値(1)

1996年4月に発足した任意団体「デジタルアーカイブ推進協議会」（以下 JDAA と略す）では、国内32館の公文書館に対し、2000年11月17日～30日にアンケート調査を実施した。回答館は0だったのに「デジタルアーカイブ事業の実施館」が13となった理由は、委託調査員が各館のホームページにアクセスし、所蔵資料や館の紹介目的で資料の画像等載せる館を数えた「web 調査」による。「デジタルアーカイブ」とは、「歴史的・文化的遺産である仏像、古美術品、古写真・古刊本などの図書館資料、あるいは伝統芸能等を対象素材と

して、それらの写真撮影（静止画像）や撮影映像（動画像）をデジタルスキャナー等でデジタル化してデジタルデータを作製し、このデジタルデータを多数登録（複製）したデータベース」（pp.57）だと、アンケートの協力依頼文で説明しているにもかかわらず、である（このほか坂村健氏による定義が pp.158にある）。

JDAA が提唱する「デジタルアーカイブ」とは、そんな単純なデジタル画像の作成事業も含まれるのである。映像を記録したフィルムやビデオテープを再利用できる状態にして、閲覧や保存を実施する「映像アーカイブ」や、デジタル資料を原本として保存・活用しようとする、ひと握りの「正しい」デジタルアーカイブ事業も、もちろん含まれる。このように日本の「デジタルアーカイブ」とは、実に幅の広い事業を守備範囲とする。文化庁・経済産業省・総務省の施策のもとで、地域の文化と文化財を核とする情報化事業が推進されている。2000年末に国内各地で進展中の地域情報のデジタルライブラリ事業とデジタルレプリカ事業、そしてデジタルアーカイブ事業の状況を概観するには、本書は便利な1冊である。

●構成

本書の構成は以下のとおり。

- 第一部 総論
- 第二部 わが国の施策
- 第三部 わが国におけるデジタルアーカイブ進展状況
- 第四部 デジタルアーカイブに伴う技術の現状
- 第五部 デジタルアーカイブの活用事例
- 第六部 権利問題と契約
- 第七部 海外のデジタルアーカイブの施策と現状
- 資料（協議会ガイド、用語解説、索引など）

本書の半分以上の紙数を費やす第三部では、(1)博物館・美術館、(2)図書館・公文書館、(3)自治体・推進団体、(4)マスコミ、に対して

実施したアンケート調査結果を載せる。同じ第三部には、(5)企業(産業アーカイブ)、(6)フィルムアーカイブ、についても代表事例を紹介している。

●アンケート集計上の問題点

本書のアンケート調査結果を鵜呑みにすることの危険性について、もう少し述べよう。

(1)博物館・美術館部門では、アンケート調査対象館は1,233館。うち回答を得た361館(29.3%)に、大学生調査員らによるweb調査の690館を加えたものが、本部門の調査結果である。全国に博物館と名のつく施設は約6,000とも7,000ともいわれることを考えると、「博物館・美術館の89.2%がデジタルアーカイブに関心を持ち、既に557館が着手」(pp.13)という総論の見出しには、そのまま飛びつけまい。

(2)図書館・公文書館部門では、アンケート調査対象館の総数716館のうち、大学図書館は622館である。回答372(回収率51.9%)に、委託調査員による746施設のweb調査を加えた結果をまとめたのだから、当然、大学図書館への偏重傾向が強い。公共図書館は都道府県立館と政令指定都市館の大規模館59館だけの限定調査だ(回収率は49.1%)。総論見出しは「全国で115の図書館がデジタルアーカイブを実施」(pp.13)とあるが、こちらも鵜呑みは危険である。

そして(3)自治体・推進団体部門の場合、(1)博物館や(2)図書館で調査対象となっている機関が重複している例が目につく。アンケートがそれぞれの部門単位で別個に実施されたせいだと思うが、「デジタルアーカイブ推進派の自治体は70.0%」も、同一自治体で実施する同一事業が2部門に複出した結果の数字として理解する必要がある。

●作成と背景

本書の作成担当は、JDAAの調査研究部会である。JDAAでは、1997年に国内の博物館・美術館におけるデジタルアーカイブの進展状況についてアンケート調査を実施し、1999年に報告書としてまとめている(Web版は本書

とともにJDAAホームページ <http://www.jdaa.gr.jp/>で公開中)。本書も、その報告書と同じアートプランナー・影山幸一氏のもとで、大学の研究室等の学生やアルバイトを動員して短時間で編まれた本である。調査研究部会の委員約30名のうち、本書の執筆担当者は推定で1~3名。第三部・第五部・第七部で収録する事例報告の半数以上は、協議会の非構成員による寄稿となっている。JDAAは、日本のデジタルアーカイブ事業について、主体的に推進・支援する組織でもなく、強力な発言権をもつ団体ではない。そんな印象を本書から受けるのは筆者一人だけだろうか。

JDAAが掲げる「デジタルアーカイブ構想」とは、「有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信」することだという(JDAAホームページより)。消滅していく遺跡、喪失していく伝統工芸や芸能、公開されない文化遺産。これら人類共通課題の解決に向けて、高解像度で記録精度が高く、再現性に優れたデジタル情報の形で記録し、誰もが、いつでも、どこからでも自由に閲覧・鑑賞できるようにする。この背景には、1995年2月のG7・世界情報インフラ関係閣僚会議で、米国ゴア副大統領によるGII(世界情報網)構想の提言をうけて、日欧加に協力が要請され、「電子美術・博物館の実現」など11項目の国際共同プロジェクトの推進が合意された世界的潮流がある。多くの国でelectronic libraryとかelectronic(art)museumと呼ばれる取り組みが、日本では「デジタルアーカイブ」のほか「電子図書館」「電子美術館」「電子博物館」「デジタル〇〇館」「デジタルミュージアム」等々の名称で多様に実施されている。また国内の自治体では、「地域情報化」と「行政情報化」の2つの側面から情報施策を推進している。

平方正昭氏や二木麻里氏の言うとおり、デジタル化による「保存」とインターネットによる「公開」により、「そこでは見られない」

制約から解放され、無償で瞬時に姿を現す貴重な文化財の画像や解説が、国境を越えて、異文化や相互理解を深める道具として活用されていく取り組みは、人々と情報を「つなぐ」「いかす」という点で確かに意義深い。各国のミュージアムやライブラリー関係者のいちはやい試みと見識に支えられたこの取り組みが各国へ拡大していった結果、既存の著作権とともに、文化財や歴史資料をデジタル化する権利、「デジタル化権」が注目をされはじめた。海外ではビジネスターゲットにされはじめているデジタル化権について、不当な獲得を防止するために文化庁、出版、電機会社などがタイアップして発足したのが「デジタルアーカイブ推進協議会」(JDAA)であるという(『現代用語の基礎知識2000』より)。つまりJDAAの独自の役割は、非営利の公共財として扱われるべき文化財コンテンツの流通化等の権利問題を整備することにあるようだ(その目でみると、本書第6部は調査研究部会委員が執筆している)。

JDAAの平山郁夫会長が理事長をつとめる(財)芸術研究振興財団(<http://www.geiken.or.jp/>)は、協力事業としてJDAAの活動を支援している。他の関連団体としては、(財)デジタルコンテンツ協会(DCAJ:<http://www.dcaj.or.jp/>)、財団法人マルチメディアコンテンツ振興協会と財団法人新映像産業推進センターが統合し2001年4月に誕生)があり、経済産業省の支援のもとで、文化資産以外のデジタルアーカイブ=地域映像アーカイブ制作や産業アーカイブ事業を主体的に支援・推進し、こちらも白書を毎年刊行している(2001年度版は2001年7月刊『デジタルコンテンツ白書2001 プロードバンド時代のリッチコンテンツ』)。このほか総務省(旧自治省)には、ハイビジョン・ミュージアム構想を引き継ぐデジタル・ミュージアム構想の推進団体として「デジタルミュージアム推進協議会」がある(1999年設立、1999年6月改称改組。<http://www.digital-museum.gr.jp/>)。

●「デジタルアーカイブ」の誕生

「デジタルアーカイブ」は、デジタル文書館・電子公文書館・デジタル史料館とは全く異なる次元から生まれた。時には事業や施策を意味したり、地域振興という経済的効果だけで語られることもある和製英語である。JDAAの関係者がarchivesの伝統に無知なことは、「公文書館」を「図書館類縁施設」と扱っていることから読み取れる(pp.55)。JDAAの名付け親は、顧問(元副会長)の東京大学教授・月尾嘉男氏のようなのだ。2000年3月開催の「第2回デジタルアーカイブ権利問題ワークショップ」にて、国際フィルム・アーカイブ連盟(FIAF)会員館の岡島尚志氏が「アーカイブ」の日本語訳を質問したところ、JDAA事務局員から「アーカイブ」の適切な日本語訳は無いと回答した場面に筆者は立ち会ったことがある。コンピュータ用語「アーカイブ(archive)」は、複数のファイルを1つにまとめたり圧縮したファイルのことをいう。その由来となったアーカイブの社会的な役割や機能、さらに内外の公文書館・文書館サービスの知見に基づく命名であれば、このような回答にはなるまい。JDAA主催の会議はNHKでも時々放映されるが、その番組のテロップでは、「アーカイブ=公的記録の保管所」という現代語の辞書的な表示で一貫されている。「日本では公文書館・文書館と称される」「中国では档案といわれている」という関係者の発言は、全く耳にしたことがない。コンピュータ用語「アーカイブ」から思いつき、デジタルライブラリーやデジタルミュージアムよりも目新しさを感じさせる言葉として採用したのだろう。新しいもの好きといえ、この本のPR文も「世界初の『デジタルアーカイブ白書2001』オンデマンドで刊行」である(JDAAホームページより)。

本書には「デジタルアーカイブされた資料は、文化を広く開放するコンテンツとして永遠性を備えたものとなる」(pp.51)と載る。しかし「アーカイブ」の本来的な使命、すなわちデジタル情報の記録・保存の観点から

JDAA の諸活動を評価すると、活用が主眼であり、永続的な記録・保存への関心や重要性の認識は低いことはすでに指摘されておりである（鈴木卓治ほか「博物館におけるデジタルデータの活用と保存に関する一考察」『人文科学とコンピュータシンポジウム予稿集』2000年12月）。

●本書の価値(2)

本書をながめると、インターネット上には雨後のタケノコの如く、百花繚乱のインターフェースで、日本語でしか利用できない様々な情報資源が、そこかしこに蓄積されはじめていることがわかる。あるいはCD-ROM等に蓄積されはじめている状況もわかる。

一部の地域や組織の中に埋もれがちな情報資源を万人むけに加工し、活用する取り組みは非常にありがたい。しかし個々の主体者が中・長期的視野のもとで相互に連携しなくては、税金を投入して行なう各種のデジタルアーカイブ事業が、あつという間にかえりみられなくなり、死蔵されるだろう。英国のカルチャーオンライン (<http://www.cultureonline.gov.uk/>) のような構想なくしては、せっかくのリソースも活用されない。デジタル機器は、多くの日本人にとって馴染みが薄く、受入れにくい新しい道具である。そんな機器を使った新しい情報提供サービスを本気で志向するならば、ハードとソフトを適切に案内したり、活用方法を伝導できる人材育成をセットに考えなければ、質の高い真のサービス提供は実現しまい。ネットのためのライブラリアン、レコードマネージャー、アーキビスト、キュレーター、エデュケーターが必要になることも、本書は気づかせてくれる。

また本書は、従来まったく保存対策が手薄だった、フィルムや画像アーカイブ事業も紹介する。将来的にこれらの諸団体とは、アナログで地域資料や特定分野資料の保存活動と関わる人々とが、徐々に連携を深めていく必要があるだろう。

さらに「デジタルアーカイブ」活用事例として寄稿文を寄せた有識者の問題意識は注目

に値する。実に注意深く言葉を使い分け、不用意に「デジタルアーカイブ」を連発せず、JDAA への警鐘をならしている。以下に一部を引用する。

東京都写真美術館の平方正昭氏：デジタルデータが再利用に便利だからといって、長い年月保存されてきたオリジナルを破棄してそれに代えるということを考える人や組織が、小数とはいえ存在することから感じるのは、デジタルアーカイブ「運動」を進めている研究者や組織、関連省庁などの責任の重さである (pp.115)。

東京国立近代美術館フィルムセンターの岡島尚志氏：一方、デジタル技術は、映画フィルムがほぼ100年間にわたって基本形式を変えなかったこととは対照的に、保存フォーマットの陳腐化が速く激しく、モノとしてのデータ保管媒体の保存性が未知数であるし、マイグレーションの技術的保証期間があまりにもあいまいである。「先鋭的な保守主義者」たるべきフィルム・アーキビストの選択肢は、結局、両者の共存状態の維持ということになる。フィルムの保存自体へのデジタル技術の適用については、今後も代替技術ではなく追加技術として考えておいたほうがよい (pp.120)。

電子図書館構想をもつ国立国会図書館関西館が開館目前の2001年度末の国内状況は、デジタル情報がオリジナルである web 上の各種情報や電子出版物等の保存や取り組みを考える場合、「アーカイビング」という用語が使われはじめた。図書館界の動きと併せて「デジタルアーカイブ」の行く末については、色々な意味で“これから”注意を払わねばならない。

毛塚万里・昭和のくらし博物館